

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 1月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋付属棟地下1階にある所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)室で、ケーブル修理作業をしていた協力企業作業員が踏み台より落下し左肘を負傷したため、救急車にて福島労災病院に搬送し、診断を受けた結果、左肘関節脱臼骨折により約2週間の入院、その後定期的な通院加療が必要と診断されたため、対応策を検討。	G I	<a href="#">1月28日公表済み</a>

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	2号機	換気空調系廃棄物処理エリア制御回路タイマー点検において、計器精度が基準値超え及び指針動作に引っかかりが認められるため、当該タイマーを交換。	G III	
2	3号機	残留熱除去機器冷却系熱交換器D管側(海水側)出口弁において、シート部漏えいが認められるため、当該弁を点検。	G III	
3	3号機	中性子計装系起動領域モニターチャンネルAIにおいて、断続的に指示値のゆらぎが認められることから、当該モニターを点検。	G III	
4	4号機	非常用ディーゼル発電設備A系清水加熱器A温度スイッチ点検において、温度設定のON-OFF間隔(切断差)が基準値を超えており、バラツキも認められるため、当該計器を交換。	G III	
5	3・4号廃棄物処理設備	高電導度濃縮装置A蒸気缶液位計点検において、計器精度内に調整はできたものの、経年劣化による精度ずれ傾向が認められるため、計器交換時期を検討。	G III	